

当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。落札者は入札金額内訳書を提出すること。再度入札における落札者、又は落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者も同様とする。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率に

よる額に達しない者がした入札

ウ 不備な入札金額見積内訳書を提出したものがした入札

エ 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 談合その他不正行為があったと認められる入札

カ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

キ 入札後に事態を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ク やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者

がした入札

① 入札書に押印のないもの又は押印された印影が明らかでないもの

② 首標金額を訂正したもの

③ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

④ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

⑤ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

⑥ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(8) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

1.1 落札者の決定等

(1) 落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。